

## ○郵送方式等による国内産いもでん粉交付金交付事務手続きについて

[平成 19 年 10 月 2 日付 19 農畜機第 2677 号]  
改正 平成 20 年 3 月 26 日付 19 農畜機第 4900 号  
平成 28 年 10 月 3 日付 28 農畜機第 3311 号  
平成 29 年 3 月 28 日付 28 農畜機第 6625 号  
平成 30 年 4 月 25 日付 30 農畜機第 550 号  
平成 31 年 4 月 26 日付 31 農畜機第 553 号  
令和 2 年 5 月 8 日付 2 農畜機第 656 号  
令和 3 年 3 月 31 日付 2 農畜機第 7466 号

国内産いもでん粉交付金交付事務手続きについては、国内産いもでん粉交付金交付要綱（平成 19 年 4 月 18 日付け 18 農畜機第 4703 号-1。以下「交付要綱」という。）によるもののほか、交付事務手続きの簡素化に資するため、以下に定めるところによる。

### 第 1 交付金の交付申請方法

製造事業者等（交付要綱第 4 の 2 に規定する製造事業者等をいう。以下同じ。）は、交付要綱第 8 の 1 に規定する「国内産いもでん粉交付金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を持参する方法によるほか、郵送、ファクシミリ又は電磁的方法（以下「郵送方式等」という。）のいずれかの方法によって申請することができるものとする。

### 第 2 交付金の交付申請に必要な届出

郵送方式等により交付申請をしようとする製造事業者等は、あらかじめ別紙様式第 1 号の「交付申請方式（新規・変更）届出書」により、利用する申請方式、ファクシミリを利用する場合にはファクシミリ番号、電磁的方法を利用する場合は電子メールアドレスを独立行政法人農畜産業振興機構特産業務部（以下「本部」という。）又は事務所（交付要綱第 6 の 1 に規定する事務所をいう。以下同じ。）に届け出るものとする。

なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、同別紙様式により届け出るものとする。

### 第 3 届出簿の作成

本部又は事務所は、第 2 の届出があったときは、その届出の内容を届出簿に記載し、これを本部又は事務所に備え置くものとする。

#### 第4 本部又は事務所のファクシミリ番号等の通知

本部又は事務所は、製造事業者等がファクシミリ又は電磁的方法を利用する届出書の提出があった場合は、機構のファクシミリ番号又は電子メールアドレス及びパスワード（以下、「ファクシミリ番号等」という。）を別紙様式第2号の「通知書」に記載し、製造事業者等に送付するものとする。なお、機構のファクシミリ番号等に変更があった場合も、通知書を送付する。

ただし、第2のなお書きによる届出があった場合、既に通知しているファクシミリ番号等に変更がない又は電子メール以外の電磁的方法により申請を行う場合は通知を省略できるものとする。

#### 第5 交付申請

##### (1) 郵送の場合

製造事業者等は、交付申請書及び添付書類に別紙様式第3号の「国内産いもでん粉交付金交付申請送り状」を添えて、交付要綱第8の3に規定する申請期間内に本部又は事務所に到着するよう送付するものとする。

##### (2) ファクシミリの場合

製造事業者等は、交付申請書及び添付書類に「国内産いもでん粉交付金交付申請送り状」を添えて一括して、本部又は事務所にファクシミリにより送信するものとする。

##### (3) 電磁的方法の場合

製造事業者等は、交付申請書及び添付書類に「国内産いもでん粉交付金交付申請送り状」を添えて、他のものが改ざんを行えない画像固定の状態の一括した電子媒体を機構が第4で通知したパスワードにより暗号化した状態にして、本部又は事務所に電子メールにより送信するものとする。電子メール以外の電磁的方法による場合は、電磁的方法の運営者の定める方法により行うものとする。

なお、(1)、(2)及び(3)のいずれの方式においても、交付申請書等の受理は交付申請書記載の申請日以降に行うものとする。

#### 第6 交付決定

本部又は事務所は、交付申請手続に瑕疵がない場合は、交付要綱第9に規定する「国内産いもでん粉交付金交付決定通知書」を郵送方式等により製造事業者等に送付するとともに、その記録を整理しておくものとする。

#### 第7 確認

本部又は事務所及び製造事業者等は、誤送付等を防止するため、双方が電話連絡

等により確認を行うものとする。

附 則（平成 19 年 10 月 2 日付 19 農畜機第 2677 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日付 19 農畜機第 4900 号）

この規程の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 3 日付 28 農畜機第 3311 号）

この規程の改正は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付 28 農畜機第 6625 号）

この規程の改正は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 25 日付 30 農畜機第 550 号）

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日付 31 農畜機第 553 号）

- 1 この規程の改正は令和元年 5 月 1 日から施行し、令和元でん粉年度から適用する。
- 2 この規程の改正前に行われた別紙様式第 1 号及び 2 号による届出は、改正後においてもなお有効であるものとする。

附 則（令和 2 年 5 月 8 日付 2 農畜機第 656 号）

この規程の改正は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付 2 農畜機第 7466 号）

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式第 1 号)

交付申請方式（新規・変更）届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
特産業務部長 殿  
(又は〇〇事務所長)

所在地  
名 称  
代表者名

国内産いもでん粉交付金交付申請について、下記の申請方式を主な申請方式と定めたので、郵送方式等による国内産いもでん粉交付金交付事務手続について（平成 19 年 10 月 2 日付け 19 農畜機第 2677 号）第 2 の規定に基づき届け出ます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議は申し立てません。

記

利用する申請方式にチェックを入れてください。

ファクシミリ       電磁的方法

	新規又は変更後	変更前	適用年月日
ファクシミリ番号 (※)			令和 年 月 日
電子メールアドレス (※)			

(※) ファクシミリ、電子メールを利用する場合に記入願います。

(別紙様式第2号)

通 知 書

令和 年 月 日

名称

代表者名 殿

独立行政法人農畜産業振興機構  
特産業務部長  
(又は〇〇事務所長)

交付申請手続に使用するファクシミリ番号等を通知します。

ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
パスワード	

(別紙様式第3号)

国内産いもでん粉交付金交付申請送り状

(  郵送  ファクシミリ  電磁的方法 )

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
特産業務部長 殿

名 称  
担当者名

下記の国内産いもでん粉交付金交付申請に係る交付申請書及び添付書類を別添のとおり送付します。

記

(令和 年 月 期)

交付申請数量	交付申請書及び添付書類	枚数
kg	国内産いもでん粉交付金交付申請書	
	国内産いもでん粉交付金交付申請明細書	
	国内産いもでん粉検査確認書	
	検査結果一覧表 (別添様式1)	
	検査証明書	
	検査実施一覧表 (別添様式2)	
	国内産いもでん粉検査結果通知書	
	国内産いもでん粉売買証明書	
	その他	
	計 (送り状は含まず)	

※ 申請方式にチェックを入れて下さい。